

(あて先) 千葉市長

申込者

住所 (所在地)

店名・屋号等

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない場合は、記名押印してください。

J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験への参加申込書

J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

活用する場所、 時間及び内容	※活用する場所、時間及び活用内容を示す図面を添付してください。
担当者連絡先	氏名： 電話番号：

※ 1 申込者を除いた建物所有者、土地所有者、1 階において店舗等を運営する事業者等の承諾を添付すること。

※ 2 社会実験者が所有等の関係がある宅地の前面道路以外の場所も活用する場合は、その活用場所に接する建物所有者、土地所有者及び建物 1 階の店舗等を運営する事業者の承諾書を添付すること。

様式第 2 号

誓約書

私は、「JR 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき行われる JR 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験（以下「社会実験」という。）の趣旨に賛同し、道路区域を活用するにあたり、以下の内容について誓約します。

記

・社会実験への参加の申込に当たり、警察及び千葉市からの指示に従います。また、社会実験に参加している期間中、市の指定する標章を歩行者等の見えやすい場所に表示します。なお、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、実験中及び終了後に市が実施する調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて差し支えありません。

・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）、千葉市屋外広告物条例（平成 3 年千葉市条例第 63 号）、等の関係法令を遵守し、自ら設置する物については、責任をもって管理監督を行います。

・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 22 年千葉市条例第 100 号）を遵守し、利用者に路上喫煙やポイ捨てをさせません。

・千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 39 年千葉県条例第 31 号）を遵守し、客引き行為等を行いません。

・道路区域の活用については、自らの店舗事業の範囲内において自ら行うものとし、第三者に使用させません。

・視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮します。

・活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行います。また、道路や樹木等を損傷しません。なお、道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償します。

・騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決します。

・活用期間並びに時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復します。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をします。原状回復を怠った場合は、千葉市において設置物を移動して差し支えありません。

・申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が次の各号のいずれにも該当せず、また次の各号のいずれかに該当する者が経営に事実上参画していません。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

・ 申込書及び誓約書の内容に相違はありません。変更があった場合は直ちに市へ報告します。

・ ガイドライン第9条各号に規定する事由に該当するに至った場合は、参加の承認を取り消されることを承知しています。

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所（所在地）

店名・屋号等

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第 3 号

承認書

様

千葉市長

令和 年 月 日付けで申込のあった J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験への参加について、次のとおり承認します。活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守してください。

記

活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、社会実験に係る道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条第 1 項の規定による道路の使用の許可が取り消された場合は、当該許可が取り消された日をもって承認の期間を終了するものとする。
活用が可能な時間	時から 時まで（準備及び原状回復に要する時間を含む。）
活用の場所	※現地において市が指定する範囲
条 件	<p>(1) 道路の活用に当たっては、警察及び千葉市からの指示に従うこと。また、社会実験に参加している期間中、市の指定する標章を通行人等の見えやすい場所に表示し、市が社会実験の実施に当たり調査が必要な場合は、市の調査に協力し、市の職員が店舗内に立ち入ることについて許諾すること。</p> <p>(2) 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）、千葉市屋外広告物条例（平成 3 年千葉市条例第 6 3 号）、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成 2 2 年千葉市条例第 1 0 0 号）、千葉県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和 3 9 年千葉県条例第 3 1 号）及びその他法令に抵触しないこと。</p> <p>(3) 道路区域及活用については、市が指定する範囲において自ら</p>

	<p>の店舗事業の範囲内において自ら行うものとし、第三者に使用させないこと。</p> <p>(4) 視覚障害者用誘導ブロックの利用を妨げないなど、歩行者が安全かつ円滑な通行ができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 活用する場所及びその周辺的美観保持に努め、活用時間中は必要に応じて清掃を行うとともに、活用時間終了時は必ず清掃を行うこと。また、道路や樹木等を損傷しないこと。なお、道路及び工作物等にき損・汚損・消滅等があった場合、事業者の責任をもってその損害を賠償すること。</p> <p>(6) 騒音や光害等に配慮し、近隣の店舗や市民との良好な関係を保つとともに、道路区域の活用で事故やトラブルが発生した場合、市に対して報告するものとし、自らの責任で解決すること。</p> <p>(7) 活用期間及び活用時間の終了時は、速やかに活用した場所を原状回復すること。また、活用時間終了時の片付けについては、参加店舗相互で確認をすること。ただし、日々の現状回復が困難な場合で、夜間歩行者の安全が確保され、緊急時に事業者等が速やかに対応ができる体制を整え、かつ警察からの同意が得られれば、その限りではない。</p>
--	--

様式第4号

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者

住所(所在地)

店名・屋号等

代表者氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験の変更内容承認願

令和 年 月 日付で承認があった J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験の参加について、J R 幕張駅北口ウォークブル推進社会実験に関するガイドライン第6条第5項の規定に基づき、変更内容を次のとおり承認願います。

記

変更内容	※活用する場所を変更する場合、図面を添付してください。
------	-----------------------------

様式第 5 号

変更承認書

様

千葉市長

令和 年 月 日付けで承認願いのあった変更内容について、次のとおり承認します。
活用に当たっては、誓約事項及び下記の条件を遵守してください。

記

活用の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※ただし、社会実験に係る道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） 第 77 条第 1 項の規定による道路の使用の許可が取り消された場 合は、当該許可が取り消された日をもって承認の期間を終了するも のとする。
活用が可能な時間	時から 時まで（準備及び原状回復に要する時間を含む。）
活用の場所	※現地において市が指定する範囲
条件	様式第 3 号承認書の条件を準用する。